

第105号議案

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

職員等の期末手当の改定を行うため提案する。

## 蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 蒲郡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年蒲郡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第9条 蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例（平成27年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第10条 蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和3年4月1日から施行する。